

審議項目（後半）

<前半>

- 1 ~~—~~ 条例要配慮個人情報の設定について
- 2 ~~—~~ 行政機関等匿名加工情報の提供制度について
- 3 ~~—~~ 個人情報ファイル簿について
 - 1 ~~—~~ (1) ~~—~~ 個人情報ファイル簿の作成・公表について
 - 2 ~~—~~ (2) ~~—~~ 個人情報取扱事務届出制度について
- 4 ~~—~~ 開示請求手続について
 - 1 ~~—~~ (1) ~~—~~ 開示請求書の記載事項について
 - 2 ~~—~~ (2) ~~—~~ 任意代理人の開示請求等に対する、本人への意思確認制度について
 - 3 ~~—~~ (3) ~~—~~ 開示請求等の決定期限について
 - 4 ~~—~~ (4) ~~—~~ 開示等決定通知書の記載内容（不開示情報が開示できるようになる期日の明示）
 - 5 ~~—~~ (5) ~~—~~ 開示等請求における手数料等について

<後半>

- 5 改正保護法の不開示部分と情報公開条例の非公開部分の整合性の確保について
- 6 訂正請求・利用停止請求について
 - 1 (1) 訂正請求の開示請求前置について
 - 2 (2) 利用停止請求の開示請求前置について
 - 3 (3) 第三者に対する意見書提出機会の付与について
 - 4 (4) 訂正・利用停止決定等の期限について
- 7 本委員会への諮問事項について
- 8 運用状況の公表について

審議項目 5 開示等請求における不開示情報と情報公開条例の非公開情報との調整（旭川市情報公開条例との整合を図るための規定）

【必要に応じて条例で定めることが考えられる事項】

改正個人情報保護法

【第78条第1項】

- ・第78条第1項各号に掲げる不開示情報に該当するものであっても、情報公開条例の規定により公開することとされている情報として条例で定めるものは、その不開示情報には含まないこととすることができる。
- ・（行政機関情報公開法（*）第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって）情報公開条例において開示しないこととされているもののうち、当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、第78条第1項で定める不開示情報とすることができる。

【見直し案】

- ① これまで情報公開条例の規定により公開していた「公務員等の職務の遂行に関するもののうち、当該公務員等の氏名」は不開示情報には含まず引き続き開示する。
- ② 改正個人情報保護法の不開示情報のうち、現行の情報公開条例で非公開情報と明示的に規定されていない情報は、情報公開条例の非公開情報を実質的に広げない限り、情報公開条例の非公開情報の規定を改正個人情報保護法の不開示情報の規定に合わせることをとする。
- ③ 詳細は不開示情報・非公開情報の条文を比較した資料15のとおり。

【考え方】

「公務員等の職務の遂行に関するもののうち、当該公務員等の氏名」は情報公開条例第8条第3号で公開することが規定されており、改正個人情報保護法で不開示情報と規定されていても引き続き公開することが適当であるため、不開示情報には含まない。

また、改正個人情報保護法で不開示情報とされているものの中に、現行の情報公開条例で非公開情報と明示的に規定されていない情報もあるが、これまでも情報公開条例の解釈上非公開とできる情報であり、情報公開条例の非公開情報を実質的に広げるものではないため、情報公開条例の非公開情報の規定を改正個人情報保護法の不開示情報の規定に合わせることをとする。

***行政機関情報公開法**

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）のことをいい、国の行政機関が保有する行政文書を公開するための規定を定めた法律。

審議項目 6 訂正請求・利用停止請求について

(1) 訂正請求の開示請求前置について

【条例で定めることが妨げられるものではない事項】

改正個人情報保護法	現行個人情報保護条例
<p>【第90条】</p> <ul style="list-style-type: none">・保有個人情報（開示決定に基づいて開示を受けたものに限る。）の内容が事実でないと思うときは、その保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができる（ただし、その保有個人情報の訂正について他の法令の規定で特別の手續が定められているときは除く）。・制度運用に支障が生じない限り、開示を受けていない保有個人情報について訂正請求の対象とする法施行条例を規定することは妨げられない。（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A」5-8-2）	<p>【第21条】</p> <ul style="list-style-type: none">・だれでも、自己についての保有個人情報に誤りがあると認めるときは、その保有個人情報の訂正（削除を含む。）を請求することができる。

【見直し案】

制度運用に支障が生じない限り、開示を受けていない保有個人情報であっても訂正請求の対象とする。

【考え方】

現行個人情報保護条例では開示請求を前置しなくても訂正請求を可能としている。保有個人情報訂正請求は平成25年度を最後に請求がないものの、開示請求時における開示を求める保有個人情報の特定作業の作業量から類推すると、開示請求した上で開示されている情報でなくても、受付時の対応等により訂正を求める保有個人情報の把握は可能と考えられるため、制度運用に支障が生じない限り、開示を受けていない保有個人情報であっても訂正請求の対象とする。

審議項目 6 訂正請求・利用停止請求について

(2) 利用停止請求の開示請求前置について

【条例で定めることが妨げられるものではない事項】

改正個人情報保護法	現行個人情報保護条例
<p>【第98条】</p> <ul style="list-style-type: none">・保有個人情報（開示決定に基づいて開示を受けたものに限る。）が法の規定に違反して使用されていると思うときは、その保有個人情報の利用の停止・消去・提供の停止を請求することができる（ただし、その保有個人情報の利用停止について他の法令の規定で特別の手續が定められているときは除く）。 <p>・制度運用に支障が生じない限り、開示を受けていない保有個人情報について利用停止請求の対象とする法施行条例を規定することは妨げられない。（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A」5-8-2）</p>	<p>【第21条】</p> <ul style="list-style-type: none">・自己についての保有個人情報が事務の目的の範囲を超えて収集されているとき、収集が禁止されている個人情報を収集したとき（法令等で定めがある場合などは除く）、本人以外から個人情報を収集したと認めるとき（本人の同意があるときや法令等で定めがある場合などは除く）は、その保有個人情報の削除を請求することができる。・第6条第1項ただし書の規定（本人の同意があるときや法令等で定めがある場合など）によらず、自己についての保有個人情報の目的外利用等をしていると認めるときは、その保有個人情報の利用又は市役所（実施機関）以外のものへの提供の中止を請求することができる。

【見直し案】

制度運用に支障が生じない限り、開示を受けていない保有個人情報であっても引き続き利用停止請求の対象とする。

【考え方】

現行個人情報保護条例では開示請求を前置しなくても削除又は利用中止請求を可能としている。保有個人情報削除又は利用中止請求は10年以上請求がないものの、開示請求時における開示を求める保有個人情報の特定作業の作業量から類推すると、開示請求した上で開示されている情報でなくても、受付時の対応等により利用停止を求める保有個人情報

報の把握は可能と考えられるため、制度運用に支障が生じない限り、開示を受けていない保有個人情報であっても利用請求の対象とする。

審議項目 6 訂正請求・利用停止請求について

(3) 第三者に対する意見書提出機会の付与について

【条例で定めることが妨げられるものではない事項】

改正個人情報保護法	現行個人情報保護条例
<p>【第86条】</p> <ul style="list-style-type: none">・開示請求については第三者に対する意見書の提出機会を与える規定があるが、訂正請求及び利用停止請求については特にない。・法施行条例により訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障の生じない範囲内で本人が開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求や利用停止請求の対象としている場合は、当該開示を受けていない保有個人情報について法第86条の規定に準じて第三者の意見照会の規定を条例で設けることは考えられる。 <p>(令和4年6月7日付け個人情報保護委員会事務局個人情報保護制度担当室事務連絡)</p>	<p>【第18条】</p> <ul style="list-style-type: none">・開示請求については第三者に対する意見書の提出機会を与える規定があるが、訂正請求等については特にない。

【見直し案】

訂正請求及び利用停止請求においても第三者への意見照会の機会を与える。

【考え方】

審議項目6(1)及び(2)において開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求及び利用停止請求を認める一方、当該個人情報に第三者の個人情報が含まれている場合を想定した場合、訂正請求及び利用停止請求においても、開示請求と同様に第三者に対する意見書提出の機会を確保すべきであり、第三者への意見照会の機会を与えることとする。(なお、訂正請求は平成25年度を最後に請求がない。)

審議項目 6 訂正請求・利用停止請求について

(4) 訂正・利用停止決定等の期限について

【条例で定めることが妨げられるものではない事項】

改正個人情報保護法	現行個人情報保護条例
<p>【第94条第1項（訂正）】 【第102条第1項（利用停止）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決定期限は請求のあった日（初日は含まない）から30日以内としている。 <p>※開示決定等の期限を法の期限より短い期間とすることができる。（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A」5-6-1）</p>	<p>【第23条第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訂正等（訂正，削除又は利用等の中止）請求の決定期限は請求のあった日の翌日から起算して21日以内としている。
<p>【第94条第2項（訂正）】 【第102条第2項（利用停止）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは，決定期間を30日以内に限り延長することができる。 	<p>【第23条第2項で準用する第16条第3項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ やむを得ない理由により期間内に訂正等の決定等を行うことができないときは，訂正等請求があった日の翌日から起算して45日を限度としてその期間を延長することができる。
<p>【第95条（訂正のみ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは，第94条の規定にかかわらず相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合，請求のあった日から30日以内に，訂正請求者に対し，この条の規定を適用する旨，適用理由，及び訂正決定等をする期限を書面により通知しなければならない。 <p>※訂正決定等を行うべき期間に上限を設け，又は期間の延長に訂正請求者の同意を要することを法施行条例で規定することは可能（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A」5-8-3）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に規定はない。

【見直し案】

- ① 決定期限及び延長分の日数は現行個人情報保護条例と同じ期間とする。

- ② 訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは，決定日数及び延長日数の規定にかかわらず相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることとする。ただし，訂正請求者に対し，適用する旨，適用理由，及び訂正決定等をする期限を書面により通知しなければならないとし，請求のあった日から21日以内（訂正請求決定期限）に通知することとする。

【考え方】

決定期限は，開示請求と同様，変更する特段の理由はないため現行個人情報保護条例と同じ期間とする

訂正請求において，延長分の日数は現行個人情報保護条例では24日であり，法の期限（30日以内）より期間は短い但期間を変更する特段の理由はないため，現行どおり24日とする。

訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは，現行個人情報保護条例では特段の規定はなかったが，改正個人情報保護法では第95条に規定されているので，同条の規定に従うこととする。

審議項目 7 本委員会への諮問事項について

【条例で定めることが妨げられるものではない事項】

改正個人情報保護法	(情報公開条例)
<p>【第129条】</p> <p>・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めて、審議会等に諮問することができる。</p>	<p>【情報公開条例第22条】</p> <p>・情報公開条例，個人情報保護条例，及び住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の適正な運営を図るため，旭川市情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>・委員会は，諮問に応じ，次に掲げる事項について審査し，又は審議する。</p> <p>① 情報公開条例及び個人情報保護条例で決定した処分についての審査請求に関すること</p> <p>② 情報公開制度に関すること</p> <p>③ 個人情報保護制度に関すること。</p> <p>④ 住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関すること。</p>

【見直し案】

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは，引き続き同委員会に諮問することができることとする。

【考え方】

個人情報保護委員会（国）が示す専門的な知見に基づく意見を聴く場合を次のように想定している。

- ・ 定型的な案件の取扱いについて，専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
- ・ 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で，地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
- ・ 法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり，地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

現行では，情報公開条例第22条第2項で個人情報保護制度等について旭川市情報公開・個人情報保護委員会（以下「保護委員会（市）」という）で審査又は審議することと

なっており、個人情報保護委員会（国）が想定した場合などについては必要に応じて審議することは可能である。そのため、保護委員会（市）の審議事項に関する規定は変更せず、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、情報公開条例第22条第2項を根拠に保護委員会（市）に諮問することができることとする。

審議事項 8 運用状況の公表について

【条例で定めることが妨げられるものではない事項】

改正個人情報保護法	現行個人情報保護条例
<ul style="list-style-type: none">・ 地方公共団体が行う運用状況の公表についての規定はない。・ 地方公共団体独自の自発的に行う住民向け情報公開として、例えば、年度単位で個人情報保護制度に係る運用状況の公表制度を設けることは妨げられない。（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A」8-1-1）	<p>【第42条】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 毎年1回、この条例の運用状況について公表するものとしている。

【見直し案】

市民向けの公表制度は規定することとする。

【考え方】

市民向けの公表制度は情報公開の観点からも継続が望ましいことや、情報公開条例第28条に情報公開制度の運用状況について公表する規定があることから、個人情報保護制度についても引き続き公表する旨の規定を設けることとする。